障がい者ITサポートセンター運営事業実施要綱

1 目的

高度情報化社会の進展に伴い、情報のバリアフリー化を推進し、ひいては障がい者の ITを利用した就労の支援を行うため、障がい者等からのITに関する利用相談・情報 提供を行い、IT活用能力の向上を図る総合的なサービス拠点を設置する。

2 実施主体

県は適当と認められる法人に障がい者 I Tサポートセンターを設置し、その運営を委託するものとする。

3 職員の配置

障がい者ITサポートセンターには、障がい者のIT利用に係る総合支援を専門的に行う職員(以下「ITサポートコーディネーター」という。)を置くこととする。

I Tサポートコーディネーターは、I T及び各種福祉施策に習熟し、障がい者等への I Tに関する相談支援、情報提供等を的確に行うことができる者とする。

4 事業内容

障がい者ITサポートセンターは次の事業を行うものとする。

(1) I T活用支援事業

ITサポートコーディネーターが障がい者等に対し、以下の活動を行う。

ア ITに関する利用相談

パソコン等情報通信機器の利用方法や支援機器の提案、パソコン利用によるテレワーク等の就労相談等の様々な相談に応じる。

イ ITに関する情報提供等

パソコン等情報通信機器の展示、体験実習を行うとともに、インターネットにより機器の紹介や雇用事例等の情報を提供する。

ウ タブレット端末の利用促進

デモ機等を用いて、タブレット端末の講習会の企画・運営を行う。また、IT機器利用に係る情報セキュリティに関する普及啓発を行う。

エ 障害福祉サービス事業所への訪問講習

障害福祉サービス事業所へIT機器の利用促進のため、訪問講習の開催や障がい 者用周辺機器の情報収集及び情報提供・提案等を行う。

オ ITに関する障がい者の就労支援

新たな就労需用を開拓するため、企業訪問を行う他、ホームページ上の広報等により就労事例、障がい者が請負可能な業務を紹介する。

(2) テレワークの推進

障がい者のテレワークを推進するため、セミナーの開催や情報提供等を行う。

ア セミナー等の開催

テレワークに関するセミナーや勉強会を開催し、先進事例の紹介や必要な知識・ 技術等の普及啓発を行う。 イ テレワークに関する情報提供

テレワーク希望者やその保護者等を対象に、模擬的なテレワークの場の提供や必要なスキル、周辺機器等に関する情報提供を行う。

ウ テレワーク協力企業の開拓

障がい者のテレワークを推進するため、受け入れ先企業の開拓を行う。

5 留意事項

(1) I T活用支援事業

ア 障がい者等からのあらゆる相談に応じられるよう、関係団体、民間企業等と連携 を密にするとともに、ITに関する情報収集に努めなければならない。

イ パソコン等情報通信機器の体験実習が効果的に行えるよう、可能な限り多種の情報機器を備えるともに、インターネット等を活用し、ITに関する情報提供に努めなければならない。

(2) テレワークの推進

ア テレワークを推進するため、先進事例の把握や業務開拓に努めなければならない。 イ 障がい者のニーズに応じ、テレワークを含めた多様な働き方の実現に向けて、就 労に関する必要な情報収集に努めなければならない。

附則

- この要綱は平成15年12月3日から適用する。 附 則
- この要綱は平成16年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は平成28年4月1日から施行する。